|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日　　　　　　　三　次　市　長 　様事業主住所固定資産税の課税免除（不均一課税）を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第１２条又は第４５条の規定に基づく特別償却の適用については，次のとおり規定には該当していますが，２の理由によりこれらの規定に基づく特別償却は行っていません。　１　該当する規定①　租税特別措置法第１２条（第４５条）第1項の表の第1号イ② 租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第1号③　租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第2号④　所得税法等の一部を改正する法律（平成２５年法律第５号）附則第３８条第１項又は第６７条第４項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第１２条（第４５条）第１項の表の第１号⑤　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　２　特別償却を行わなかった理由　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（注）１については，該当する規定の番号を○印で囲むこと。